

セカンドオピニオンに関する規程

I 用語の定義

1. セカンドオピニオン

患者自身の治療について「最良の選択」をするために、治療を受けている主治医以外の医師に診断や治療方針について意見を求めること。

2. 家族等

精神保健福祉法で規定される家族。三親等以内の親族。親族以外の患者の代理人・後見人を含む。

II 目的

1. 当院以外の医療機関に受診した患者に対して、当院の医師が診断内容や治療方針に関して専門的立場から意見や判断を提供し、患者自身の治療に際して参考にしてもらうこと。
2. 当院受診中の患者で、他の医療機関の専門医の意見や判断を求めて、治療の選択の参考にしてもらうこと。

III 目的－1の対象者

1. 当院でのセカンドオピニオンを求めてきた患者および家族等。
2. 以下に該当する場合はセカンドオピニオンに応じない。
 - ① 最初から当院での治療を希望している場合。(通常診療となる)
 - ② 必要な資料(紹介状、処方内容、検査結果等)が不足している場合。
 - ③ 患者本人が死亡している場合。
 - ④ 治療が終了している場合。
 - ⑤ 治療後の残存症状に関する相談の場合。
 - ⑥ 医療事故・医療過誤および訴訟に発展する恐れがある相談と思われる場合。
 - ⑦ 相談内容に対応できる専門医が当院にいない場合。
 - ⑧ その他、当院がセカンドオピニオンの求めに応じることが合理的な事由に基づき困難であると判断した場合。

IV 目的－2の対象者

1. 原則として患者本人とする。
2. 判断能力に問題がない患者で、家族等からの申請の場合は患者の同意が必要となる。
3. 意識障害、認知機能の低下、精神症状等のため、判断能力が無い、または著しく低下している場合は、家族等の申請のみで患者の同意は不要とする。但し、主治医は家族等と協力して、できる限り患者同意を得る努力はすること。
4. 以下に該当する場合はセカンドオピニオンのための紹介手続きには応じない。
 - ① 患者本人が死亡している場合。
 - ② 当院での治療が終了している場合。他の医療機関での治療が開始している場合。
 - ③ 家族等の申請の場合で、患者の申請により「患者さまの個人情報の保護に関する院内規則」規定する「個人情報の第三者提供の停止」が決定されている場合。
 - ④ その他、当院がセカンドオピニオンを受けるための手続きが困難であろうと合理的理由を根拠に判断した場合。

V 個人情報と自己決定の尊重

1. 個人情報保護の観点から、「患者さまの個人情報の保護に関する院内規則」を遵守すること。
2. 患者の自己決定を尊重し、過小に患者の判断能力を評価しないこと。

VI 相談窓口

1. 目的-1の相談窓口は、医療福祉部医療福祉相談室とする。
2. 目的-2の場合は、主治医とする。

VII 患者・家族等への周知

入院案内、掲示、インターネットホームページ等で、セカンドオピニオンを当院で受ける場合、他院で受ける場合等の手続について患者・家族等に周知すること。

VIII 費用

1. 目的-1は、保険外となるため自己負担とする。金額は別途定める
2. 目的-2は、診療情報提供料Ⅱを算定できない場合は、自己負担とする。金額は別途定める。

IX 手続き・手順

具体的な手続き・手順は、別途「セカンドオピニオン手順」で定める。